

登米市公用車廣告事業 募集要項

1 「公用車」への廣告掲載を募集します！

公用車の車両ドア等に掲載する有料廣告を募集しています。市内を走行する視認性の高い廣告媒体としてご活用してみませんか。

廣告を募集する公用車は、市が管理している軽自動車の車両6台で、概ね年間走行距離が9千キロ以上、年間稼働日数が180日以上の車両となります。(前年度の運行実績から選定しているため、走行距離等を保証しているものではありません。)

○募集車両一覧

番号	車両登録番号	車種	管理部署	掲載状況
①	宮城 480 は 5283	スズキエブリイ	総務課	R7掲載中
②	宮城 480 こ 5705	スズキエブリイ	建設総務課	R7掲載中
③	宮城 480 と 9622	スズキエブリイ	教育総務課	R7掲載中
④	宮城 480 と 9624	スズキエブリイ	総務課	新規募集中
⑤	宮城 581 め 2540	スズキスペーシア	産業総務課	新規募集中
⑥	宮城 480 の 1376	スズキエブリイ	建設総務課	新規募集中

○掲載イメージ

前面



側面（後列両側ドア）



後面



広告掲載の基準	
広告サイズ 及び掲載位置	<p>○ 1台につき 4 枠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦 30cm 以内 × 横 40cm 以内 [車両前部 1 枠] ・縦 30cm 以内 × 横 50cm 以内 [後列両側ドア 2 枠、車両後部 1 枠] <p>※ 車両前部は、車種、型式により形状などが違うため、若干サイズが 変わることあります。</p> <p>※ 広告内容に「登米市有料広告」の表示をすること。 (規格縦 30cm × 横 24cm 以上)</p>
掲載料	<p>○ 1台あたり月額 4,000 円 (年額 48,000 円)</p> <p>※ 複数台申込みの場合は、申込み台数に応じて割引きがあります。</p> <p>※ 広告の製作費、車両への貼付、撤去費用は広告主の負担となります。</p>
掲載期間	○ 広告を開始する日からその日の属する年度の末日まで
掲載方法	<p>○ ラッピングフィルムやカッティングシートなどの容易に剥離できる素 材を貼り付けするものとします。</p> <p>※ 車体へ直接塗装はできません。</p>

2 車両広告の対象車両（基準）

（1）車両広告の対象車両

車両広告は、市長が指定する公用車に掲載するものとなります。

○ 指定する公用車

- ・「軽自動車」で、概ね「年間走行距離が 9 千km 以上」、「年間稼働日数が 180 日以上」の車両
- ※ 前年度から継続して申込む場合は優先的に継続できるものとします。
- ※ 指定する公用車で翌年度以降に年間走行距離、稼働日数の基準を満たさない場合にお
いても、継続して申し込みの要望がある場合は、申込者に年間走行距離等を提示し承
諾を得た場合に限り継続できるものとします。

3 主な広告掲載の基準（抜粋）

掲載基準の詳細は、「登米市公用車車両広告要綱」の規定を確認してください。

(1) 広告の色彩等

広告の色彩、意匠その他のデザイン等は、次に該当しないものとします。

- ①道路交通上の安全を阻害するおそれのあるもの
- ②車両運行上の支障となるおそれのあるもの
- ③地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの など

(2) 車両広告の規制業種又は事業者

次に掲げる業種又は事業を営む者の広告は、掲載しません。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で、風俗営業と規定される業種
- ②消費者金融業
- ③ギャンブルに係る業種 など

(3) 車両広告の基準

次に掲げるものは、広告媒体に掲載しません。

- ①人権侵害、差別及び名誉棄損のおそれがあるもの
- ②法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ③誇大な広告
- ④暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの など

4 掲載の申込み

申込書に必要事項を記入し、郵送又は持参のいずれかの方法により提出してください。（郵送の場合は「公用車広告掲載申込」と記載してください。）

(1) 申込対象者

事業者や事務所、店舗等を持つ個人、法人（市内外は問わない）

(2) 提出書類

- ①登米市車両広告申込書（様式第 1 号）
- ②掲載しようとする広告の原案（A4 サイズ・カラー）
- ③広告希望者の業務内容等を明らかにする書類等（会社案内、パンフレット等）
- ④登米市市税確認承諾書

(3) 申込期間等

申込期間

- ①新規 随時募集中
- ②継続 令和 8 年 2 月 18 日（水）から令和 8 年 3 月 6 日（金）まで
- 受付時間 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで（土曜・日曜・祝日を除く）

5 申込書など

- (1) 登米市公用車車両広告要綱
- (2) 登米市車両広告申込書（様式第1号）

《提出先》

〒987-0511

登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

登米市総務部総務課 財産係

6 決定方法

申し込まれた広告内容を市車両広告審査委員会で審査し、その内容が適切であると認めたときは、この申込者を広告主として決定します。

結果については、申込者全員に広告掲載申込結果通知書を送付します。